

## 宍粟市障害者通所支援金のご案内



障がいのある人の通所に要する経済的負担の軽減と継続的な通所支援を行うため支援金を支給します。

### ◆対象者

宍粟市在住(住民票があり、居住している)で、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を行う事業所、地域活動支援センター、小規模作業所、職親事業所に月5日以上通所している者

※他の市町村による介護給付費等の支給決定を受けている人は対象外です。

※通所施設と同一法人が運営する同一敷地内の入所施設・グループホーム福祉ホーム利用者は対象外です。

### ◆支給申請

障害者(児)通所支援金支給申請書に必要な書類を添えて、期日までに障害福祉担当課まで提出して下さい。

提出期限を過ぎての申請は受付できません。(支援金の支給はできません)

利用月	申請書提出期限	
3月、4月、5月利用分	6月30日	市役所閉庁日の場合は、 前の開庁日となります。
6月、7月、8月利用分	9月30日	
9月、10月、11月利用分	12月28日	
12月、1月、2月利用分	3月31日	

例) 6月30日が日曜日の場合は、6月28日金曜日が提出期限となります。

○支援金の額は裏面の表をご覧ください。

### ◆申請書提出先

宍粟市健康福祉部 障害福祉課 または  
一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課

### 【お問い合わせ先】

宍粟市健康福祉部障害福祉課 電話0790-63-3101  
FAX0790-63-3062

◆支援金の額

【通所費支援】

通所方法	1日単価	月単価	備考
バス利用者（市内）	往復運賃	1日単価×通所日数 （上限1ヶ月定期額）	障害者割引 対象者は 割引後の額
自家用車・家族送迎	（通所距離往復） 12 km未満 100 円 12-25 km未満 200 円 25-50 km未満 400 円 50-75 km未満 600 円 75 km以上 800 円 25km 毎に 200 円増額	1日単価×通所日数	
バス利用者（市外） 事業所の最寄りの バス停まで	往復運賃	1日単価×通所日数 （上限最寄りバス停 までの1ヶ月定期額）	障害者割引 対象者は 割引後の額
電車利用者（市外） 事業所の最寄り駅まで	往復運賃	1日単価×通所日数 （上限最寄り駅までの 1ヶ月定期額）	障害者割引 対象者は 割引後の額
施設の有料送迎	往復利用料	1日単価×通所日数 （上限2,500円）	

- ・ 一日単価は主な通所方法による単価とします。
- ・ 無料の施設送迎を利用する場合は、施設送迎距離を除きます。
- ・ 市内通所のうち自宅から施設までの間で送迎方法が異なる場合は、どちらか単価の高い方とします。
- ・ 市外通所のうちバス・電車と自家用車を併用利用する場合は、それぞれの送迎単価を合計する。
- ・ 通所費支援の1か月の上限額は30,000円です。

【通所加算】

加算区分	対象者	月単価
通所加算 I	生活介護通所者	1日 200 円×通所日数 （上限 4,000 円）
通所加算 II	通所加算 I 以外の通所者で 16 日以上の通所者（就労移行支援・就労継続支援 A 型を除く）	月 1,000 円